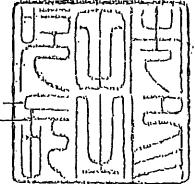


4 市 総 第 5095 号
令 和 4 年 7 月 5 日
(2022 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後藤 圭



個人情報保護法の改正に伴う吹田市個人情報保護制度の見直しについて (諮問)

吹田市個人情報保護条例第 38 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問
します。

記

- (諮問事項 1) 条例要配慮個人情報について
- (同 2) 個人情報ファイルとは別の帳簿に係る作成・公表について
- (同 3) 自己情報の開示等請求における不開示情報の範囲について
- (同 4) 自己情報の開示決定等の期限について
- (同 5) 自己情報の訂正請求、利用停止請求における開示請求前置について
- (同 6) 苦情処理委員の継続の要否について
- (同 7) 審議会への諮問について
- (同 8) 自己情報の開示請求に係る手数料について
- (同 9) 行政機関等匿名加工情報に係る手数料について